

# 平成20年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成20年11月11日（火）午前10時

新宿区役所本庁舎6階 第3委員会室

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 資料37 労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び業務委託について（諮問、報告）
- (2) 資料39 中国残留邦人等に対する支援給付システムの導入について（諮問）
- (3) 資料40 議会だより発行業務における個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用について（諮問）
- (4) 資料41 漱石山房の発信事業「漱石枕流」催事委託について（報告）
- (5) 資料42 滞納整理支援システムに格納する滞納整理交渉経過の入力作業委託について（報告）
- (6) 資料38 個人住民税の公的年金等からの特別徴収実施に伴う外部結合について（諮問）

## 3 その他

## 4 閉会

【会 長】始めさせていただきます。委員の皆さん、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

これから、新宿区情報公開・個人情報保護審議会の第5回の会合を開かせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。早速、議事に入ってよろしいわけですか。

【区政情報課長】その前に説明をさせてください。よろしいですか。

【会 長】そうですね。どうぞ。失礼しました。

【区政情報課長】まず、平成20年度の源泉徴収票の作成に関しまして、事務局から1つお願いがございます。お手元にお配りしてございますけれども、今年度、新たに委員になられました方につきまして、作成に当たり、住民登録をされているご住所と生年月日が必要となります。お帰りの際で結構ですので、担当職員に記入をいただきまして、お渡しいただけますでしょうか。また、資料の送付先がお勤め先などになっている場合につきましては、住民登録をされているご住所についても、あわせてご記入をお願いしたいと思います。作成をいたしました源泉徴収票につきましては、次回の審議会のときに、委員の皆様にお渡ししたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。今回、事前にお送りしました資料は、平成20年度第5回情報公開・個人情報保護審議会資料としまして、資料37の「労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び業務委託について」から、資料41の「漱石山房の発信事業「漱石沈流」催事委託について」までとなっております。

本日、追加で机上配付いたしました資料としましては、報告事項に追加がございまして、資料の差替えと、資料42の「滞納整理支援システムに格納する滞納整理交渉経過の入力作業委託について」でございます。また、事前にお送りしました資料39「中国残留邦人等に対する支援給付システムの導入について」の資料を差し替えさせていただいております。変更箇所には下線を引いております。

次第の変更箇所といたしましては、ただいま申し上げました資料42の追加の部分と、資料38「個人住民税の公的年金等からの特別徴収実施に伴う外部結合について」の審議の順序を最後に変更させていただき、資料39以降を繰り上げさせていただいた点でございます。

資料についてのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、何かご質問ございますか。資料はよろしいでしょうか。

それでは、早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。

資料37「労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び業務委託について」でございます。どうぞ説明をお願いいたします。

【行政管理課長】 それでは、資料37に沿ってご説明いたします。

本日、審議をお願いしました「労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び業務委託について」でございます。1枚おめくりいただきまして、事業の概要をご説明いたします。事業名は労働環境モニタリング、担当課は総合政策部行政管理課でございます。

この事業の目的でございますが、こちらの資料にありますように、指定管理や業務委託において、その業務が適正な労働環境のもとに行われているかを確認し、必要に応じて改善を促すことにより、区と事業者が抱える課題などについて共通認識を持ち、協働して公共サービスの質の向上を図ることを目的としております。

よい良い公共サービスを提供するためには、そこで働く従業員自身が良好な職場環境で働くことが自主的なサービスアップの第一歩となるところでございます。適正な雇用関係、従業員の処遇、勤務条件の確保、安全安心な職場環境の実施こそが、一人一人の能力を最大限に引き出し、よいサービスの実現につながることを念頭に、職場環境を見つめ直すことが重要と考えております。利用者にとって、安全で快適なサービスを受けることができる施設とするために、区と施設運営者が互いに施設を支えていくという視点で、効果的なモニタリングを実施する必要があるところでございます。

対象者でございますけれども、指定管理者または受託事業者には雇用されている者の個人情報ということになります。

事業内容でございますが、(1)から(7)に書いてありますように、社会保険労務士等が区職員立会いのもとに、書類を確認し、現地調査を行い、従業員面接を行います。社会保険労務士等がその調査結果を整理し、改善方法とともに区へ報告いただき、また区職員立会いのもとに、各事業者はその調査結果を伝え、改善方法をアドバイスする。区の職員が社会保険労務士等とともに、各事業者が改善に着手することを確認し、区はモニタリングの結果を個別の事業者ごとではなく、全体の調査結果という形で取りまとめて公表していく予定にしております。この公表により、その事業者だけではなくて、他の事業者にも、その内容をよく理解していただいで注意喚起することを予定しております。

続きまして、3ページ目をお開きいただきたいと思います。これの関係で労働環境モニタリングを行うに当たって、被雇用者の労働条件を収集することが出てまいりますので、本人外収

集ということで諮問するところでございます。担当課、保有課は総合政策部行政管理課でございます。

登録された個人情報業務の名称は労働環境モニタリングということで、収集する個人情報の範囲でございますけれども、対象者の範囲としましては指定管理者、または受託事業者に雇用されている者となります。

収集する項目は、4ページ目に収集する項目を記載してございます。人事記録、労働者名簿等、書類に記載されております氏名、生年月日以下、記載のとおりでございます。また賃金台帳につきましても、給与支払額以下、記載のとおりでございます。その他、勤怠記録、健康・安全衛生の記録、各種保険の加入状況、給与所得者の扶養控除等申告内容、あと外国人労働者の場合ですと、外国人登録証明、就労資格証明等、これらの項目を取り扱うことを予定してございます。

3ページにお戻りいただきたいと思っております。この収集する項目は、先ほど別紙のとおりでございますけれども、これは実際に現地調査、書類を確認する際に、書類を見ることによって、社会保険労務士等がそれを目にする、あるいは区の職員がそれを目にするということで、基本的には現場で確認してそのまま終わる、というケースがほとんどだろうと考えております。ただ、調査をした結果、改善指導等必要な範囲でそれを書き写したり、場合によっては一部コピーをとるといったこともございますので、収集する項目という形で整理させていただいております。

収集の相手方、どこから収集するのかという部分でございますけれども、指定管理者または受託事業者から収集する予定でおります。収集の目的につきましては、先ほどご説明した事業の目的と同じでございますけれども、指定管理や業務委託において、その業務が適正な労働環境のもとに行われているかを確認するためでございます。本人から直接収集しない理由でございますが、指定管理や業務委託において、その業務が適正な労働環境のもとに行われているかどうかについて、雇用者が備えておくべき書類に基づいて労働条件を確認する必要があるためでございます。

収集の開始時期及び期間でございますが、本審議会でご承認いただいた後、直ちに契約の手続きをとりまして、事業に着手したいと考えております。ただし、ということでちょっと書いてございますけれども、今年度は初めてということですので、労働環境のモニタリング調査につきましては、試行という位置づけで、私ども行政管理課のほうで取りまとめる予定でございますが、21年度以降につきましては、各事業課、施設所管課等のほうで実施する予定でお

ります。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。労働環境モニタリング実施にかかる業務委託について、ということで労働環境のモニタリングにつきましても、先ほどもご説明いたしましたように、社会保険労務士等に委託して行う予定であります。

保有課は総合政策部行政管理課、登録業務の名称は、労働環境モニタリングでございます。

委託先につきましては、社会保険労務士または弁護士を予定しております。今年度につきましては、社会保険労務士さんをお願いする予定でございますけれども、21年度以降については、各事業課のほうで実施する中で、弁護士さんに委託することも想定されておりますので、社会保険労務士または弁護士ということで整理させていただいております。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目、だれのどのような項目かにつきましては、先ほどの本人外収集と同様でございます。

委託理由、労働及び社会保険に関する法令にかかる専門家に委託することにより、適正な労働環境のもとに業務が行われているかどうかを確認するとともに、改善方法について具体的なアドバイスを得ることができるためであります。

委託の内容につきましては、こちらに書いてあります(1)から(5)のとおりでございます。先ほど、事業の概要で説明した事業の内容と同じになっております。

委託の開始時期及び期限につきましては、本審議会でご承認いただいた後に、委託契約を締結して、以後、継続して実施する予定でございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策につきましては、別紙特記事項を付して、個人情報の保護に努めるよう責務を事業者側に課す予定でございます。

また、業務終了後、取り扱わせることになる、先ほどご説明しましたように、書き写したりした場合につきましては、その情報は区のほうに返却させるということを予定しております。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、提供された情報については施錠できるキャビネット等に保管するよう、指導してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**【会長】**ありがとうございました。

どうぞ、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。どうぞ。

**【小菅委員】**今わかっている範囲内で結構なんですけど、区内でモニタリングを実施する管理者と雇用される者の人数、概数で何人くらいいらっしゃるんですか。

**【行政管理課長】**今年度は試行ということでございますので、予定している指定管理の施設に

つきましては、5施設を予定してございます。業務委託に関する分につきましては、1施設と  
いますか、1委託を予定してございます。そこに具体的にそれぞれ何人、現在雇用されてい  
るかという部分につきましては、把握しておりません。

【小菅委員】わかりました。

【会 長】ほかに、どうぞ。

【鍋島委員】この目的が、適正な労働環境のもとに業務が行われているかどうかを確認すると  
ともに、改善の方法について具体的なアドバイスを得るといことと、労働環境のことで  
すよね。ここの項目の中に、4ページですけれども、給与所得者の扶養控除等申告内容という  
のがあるんですけれども、個人情報ですから、家族も個人情報に当たりますので、そこになお、  
所得の見積もりまで出ているんですけれども、どうして労働環境の改善の目的に、こういう家  
族のこれが要るのがわかりません。ここは個人情報ですので、やはりこれも重大な個人情報  
です。

【行政管理課長】こちらに掲げている項目なんですけれども、これは、実際に税務関係書類、  
源泉徴収がどうされているか、適正にされているかどうか等を確認する際に、年末調整の扶養  
申告控除の書類とか、そういうものが添付されておりますので、そこを目にする機会が出てく  
るということで、項目として挙げさせていただいています。ですから、家族構成がどうだから、  
労働環境がいい悪いというようなことではなくて、給与が適正に支払われているか、源泉徴収  
等きちんとされて納付されているかどうか等を確認する部分で、申告書の内容を目にする機会  
が出てくるということで記載させていただいております。

【会 長】どうぞ。

【有馬委員】今、鍋島委員が言われたことで、私もどうなのかなと思うんですけれども、そも  
そもモニタリングですから、労働環境がいかん、どういうふうな状況で、こういう環境のもと  
にあるかということを集集するというか、調査するというのが目的であって、ここに掲げてあ  
る集集情報が職歴であるとか、学歴、家族構成、昇進昇格みたいな、いろいろ細かく出ている  
んですけれども。このことが今の説明においてもどう関係するのかというのが、ちょっと理解  
できないんですけれども、その点についてはどうですか。

【行政管理課長】これにつきましては、人事記録の後に括弧で具体的に書類の名称を記載させ  
ていただいているんですけれども、労働者名簿というものが、一覧表の名簿ということではな  
くて、個別の人事台帳のような形になっておりまして、住所、氏名、生年月日の個人情報から、  
どういう職歴があつて、入社してからどういう昇給経過をたどったかというのが、台帳で記載

されておりますので、その部分で職歴等も目にしてしまうという形になっております。その部分だけを見ないようにするために、事業所さんに加工してもらって、すべての働いている方の台帳をマスキングしたものを用意していただかないと、その部分が見れないということになりますので、それでこういう形で、目にする機会が生じるということで記載させていただいております。

【有馬委員】 そうすると、それは一覧の中にあるので、やむを得ず目にしてしまうということで載せているということで、だから、それは今言ったように、例えばそこを削除するとか、そういう工夫をするとかということは可能なんですか。

【行政管理課長】 実は、労働環境のモニタリングにつきましては、まず相手方の協力がないと、現在のところでは、区が強制的には行えない形になっております。と申しますのは、業務委託の契約書や指定管理者の協定書の中には、その事業を行う部分での、それが適正に行われているかどうかに対する検査の権限は持っておりますけれども、その事業者がどういう雇用形態をとっているかという中味については、直接検査する権限を持っておりません。また、この労働環境のモニタリングにつきましては、実際に働いている方にヒアリングを行って、そのとおり、例えば給料が支払われているとか、サービス残業がないか、そういうヒアリングも行いますので、そのためには事業所さんの協力を得られたところについて、まず今年度、労働環境モニタリングをするという予定になっておりますので、今回の調査に当たって、それぞれどういう書類があって、どの部分が要らないかというものを、その事業所さんごとに書式等も違うでしょうから、それを全部整理した上で、必要な項目だけを塗って出してくださいという形では協力依頼をしておりませんので、とりあえずある書類は見せていただきたいと。それで事業運営になるべく支障が生じないように調査させていただきたいということで、協力をお願いしているところがございますので、事業所さんにそういう余計な作業といいますか、それをお願いするような形では想定しておりません。

【有馬委員】 そうすると、今の事業者との契約上のやりとりの中では、そういうことは想定していないので、それはかえって事業そのものがおくれたり、繁雑になるので難しいという判断だということですか。

【行政管理課長】 はい、そのとおりでございます。

【有馬委員】 そうですか。いずれにしても、そういったことが全体の情報として一括して目に触れなければならないということは、今後の改善をすべき点ではなかろうかなというふうにも、1つには思います。

それと、もう一点、委託に当たり区が行う情報保護対策で、「業務終了後、提供した情報を返却させる」とありますよね。これは、今回は一括して事業を行うところが、各事業課にはなっていないんですけれども、今後、それ以降はそうなるわけですよね。そうすると、この情報というのは、その事業課そのもの、各事業課が保管をしていくということになるわけですか。

【行政管理課長】これにつきましては、委託で行うことになりますので、実際に区の職員が立会って、社会保険労務士さんが改善指導をするために、この部分をちょっと控える必要があるということであれば、区の職員が確認して、実際に社会保険労務士さんが事務所に持ち帰って、改善指導の内容を整理していただく。それが終わりましたら、その持ち帰ったものについては区のほうに返していただいて、区のほうで処分をするということを考えております。

【有馬委員】それは処分をするということですか、一たん、この段階では、今のお話でいうと返却をさせて、それは処分をするということですか。

【行政管理課長】区と立会いで改善指導、助言をして、どういう改善が行われた確認されれば、もう必要ございませんので、その控えをとったとしても、それについては返却していただいた区のほうで責任を持って処分することを予定しております。

【有馬委員】そうすると、それ以降の各事業課ごとに今後行うことがモニタリングとして出てきた場合は、新たな形で、再度そういうことを情報としてやって、業者にまた委託するか何かわかりませんが、そういうことを最初からまたやっていくということですね。そういうことになりますね。

【行政管理課長】21年度以降につきましては、各事業課のほうで委託契約あるいは協定を結ぶ中に、この労働環境モニタリングに関することを盛り込んで、その手順についても、今回の手法を踏まえて、行政管理課のほうで整理をして、各事業課に適正に扱うような内容を示していきたいと考えております。

【会 長】久保委員、お待たせしました。

【久保合介委員】先ほど、労働環境モニタリング事業の根拠法令として、社会保険にかかる法令と言われたけれども、具体名はわかりますか。

【行政管理課長】社会保険労務士法という法律がございまして、この中で労働関係の法令に関して相談を受けたり、助言したり、必要な書類の作成をしたりということが規定されてございます。ちなみに、この社会保険労務士法の中でも、当然、守秘義務規定等違反した場合の罰則規定というのは設けられてございます。

【久保合介委員】僕も社会保険労務士ですからわかりますけれども、社会保険労務士法だけで



すね。そうだったらそうでいい。うなづいてもらえば。

【行政管理課長】あとは「弁護士」とここに書かせていただいているのは、弁護士資格を有する者については、登録することで社会保険労務士になることができるということになっておりますし、また弁護士法のほうで法律行為一般について取り扱うことができるという規定がございますので、現在、私どもで考えておりますのは社会保険労務士さんか弁護士さんということを考えております。

【久保合介委員】そこで、それにかかわる法令、つまり社会保険労務士法の事業の中で、4ページ目にある人事記録等が、このモニタリング調査には必要ということになってくるわけで、これは国が指示していることだから、新宿区で人事記録の中をどうこうはできない問題でしょう。あくまで、法が命令していることを、皆さんはやるということじゃないんですか。

【行政管理課長】人事記録の内容がどうこういうということは想定してございません。雇用契約書あるいはこれまでの勤続年数で昇級歴等、そういうものを把握して実際にお給料が幾ら支払われていますとか、いつ、どういう方法で支払われて。

【久保合介委員】会長、わかりました。

伺いたいのは、結局、人事記録の詳しい内容について疑問が出ているわけだけれども、これはあくまでも新宿区自身が必要と考えたものなのかどうかということです。

【行政管理課長】この項目につきまして、すべて区として必要だということは考えているわけではございませんけれども、先ほど来ご説明しておりますように、必要な項目を見るための台帳を見る段階で。

【久保合介委員】会長、質問が悪いんだけど、結局、新宿区を選択権かどうかということで聞いているわけで、理由じゃないんですよ。新宿区がこれは必要ないと考えれば書く必要もないし、あるいは新宿区が必要ないと思っても、こういうふうにかざるを得ない問題かどうかということです。

【行政管理課長】申しわけございません。労働者名簿等につきましては、こういう項目を記載することになっておりますので、区として労働者名簿を確認する必要がある以上、これらの項目につきましては、確認せざるを得ないということになっております。

【久保合介委員】会長、わかりました。

それで、この事業を命令する法令の中に、「社会保険労務士等」という言葉があるんですか。

【行政管理課長】「社会保険労務士等」の「等」につきましては、先ほどご説明しましたように、弁護士さんに委託する場合もあるということで、その分を「等」という形で整理させてい

ただいております。

【久保合介委員】僕は理由を聞いてないんですよ。あくまでも「社会保険労務士等」という言葉が法令に乗っかっているから書いているのかどうかを聞いている。

【行政管理課長】社会保険労務士法のところには、「社会保険労務士等」という言葉は使われておりません。

【久保合介委員】わかりました。僕は、失礼だと思うの。片や社会保険労務士も国家資格、弁護士も国家資格、それも社会保険労務士以前の長年の歴史を持った国家資格。こういう人を「等」の中に入れる書き方でいいのかどうか。あくまでも「社会保険労務士、弁護士」とするべきではないんですか。これは審議会の審査外の問題だからいいけれども、その点はどう思いますか。

【行政管理課長】その点のご指摘のとおり配慮が足りなかったと考えております。

【久保合介委員】結構です。

【会 長】ありがとうございました。深沢委員どうぞ。

【深沢委員】今の屋上屋を重ねる話になりますが、人事記録というのは、これも全部読んでいったら人間の丸裸じゃないですか。労働環境のモニタリングでここまでやらなければいけないんですか。こんなもの、抜いちゃったらいんじゃないですか。もし、お仕着せでどうしてもやらなければいけないのでなければ。ここまでやる必要はないでしょう。死亡年月日とか、死亡原因とか、ここまでやる必要があると思いますか。

【行政管理課長】死亡の部分につきましては、退職ということになっていると思いますので、今後、事業を進めていく上で、退職した方あるいは。

【深沢委員】もうちょっと大きい声で言ってください。

【行政管理課長】退職した方、あるいは死亡退職している方については、人事記録について提供を求めないということで、この部分につきましては、削除させていただきます。

【深沢委員】そういう部分をもっとあるんじゃないですか、これ。とにかく余りにも、これは丸裸ですよ、本当に。ここまでモニタリングのために必要な案件だろうかと思いますが。

【行政管理課長】これが個別に細かくリストが分かれていて、それぞれの項目が分かれているということであれば、当然、そこまで求める必要はないんですけども、1つの台帳にこれらの項目が記載されている。それが実際に雇用されている方によって、どういう項目が記録されているのかということは、それぞれの雇用条件、あるいは雇用形態によって異なりますので、対象になる方が、すべてこの項目が記載されているかどうかという部分でいきますと、必ずし

もすべて記録されているわけではございませんので、最大限考え得る項目としては、こういうものが記録されているということで台帳を見る際に、これらの個人情報について目にしてしまうということで記載させていただいております。

【深沢委員】昇進昇格まではいいですよ。降職降格まで明らかにしなければいかんというのは、ちょっとおかしいと思うんです。おかしいと思いませんか、ご担当として。

【行政管理課長】降職降格が、どの程度の人がそういう状態にあるか、ちょっと把握しておりませんが、降職降格すると、当然その時点で給料が下がっていくということになりますので、それが、賃金台帳のほうときちんと整合性がとれているかどうかという確認をする必要もございますので、必ずしも降職降格について除くといえますか、見ないということはちょっと困難かと考えております。

【深沢委員】ちょっと答弁、納得できませんね。私は、これは賛成できません。現状では、あなたの答弁では。

【会 長】あざみ委員、どうぞ。

【あざみ委員】人事記録については、労働者名簿がそろっているかどうかを確認したいのでしょうか。それとも、さっきから言われているように、一人一人の方の昇進昇格とかが賃金台帳と合っているかという、その一人一人との確認作業をしたいのか、ちょっと答弁でよくわからないんですけれども、人事記録がそろっているかどうかを見ただけだったら、個人名だけを消して、そろっているかを確認するだけでいいと思うんですよ。そうじゃないということですか。

【行政管理課長】人事記録をもとにして、ほかの書類とか整合性を全部チェックしていくということを予定しておりますので、人事記録の個人名を隠して見るということは、適正に調査が行えないと思っています。

【あざみ委員】私は、この労働環境のモニタリングというのは非常に大切なことで、議会でも議論になって、こういった試みがされるということでは、これ自体はいいとは思いますが、要するに何をモニタリングで確認したい、その項目が幾つかあって、そのために、この記録を見なければいけないのだというようなものが、ここに提出されないと、見る書類はこれですと、その書類に載っているのは、最大こういうような項目が載っているようですよ、ということがここに提示されているということなんですよね。それだと必要ない項目もあるんじゃないかと、皆さんおっしゃるのは当然だというふうに思うんですね。だから、モニタリングのもっと詳しい、こういう点と、こういう点と、こういう点を確認するんだというものを示し

ていただかないと、それを見て、ああ、こういうモニタリングの項目は必要だよねと、そのためにはここまで見なければいけないよねというのを、こちら側もわからないと、いい悪いがちょっと言いにくいというふうに私は思っているんですけども。

【行政管理課長】例えば、ご指摘のあった部分でございますけれども、まず人を雇用する以上は、労働関係法令に基づいて規定されている法定帳簿については、きちんと整備しておく義務が、雇用者でございますので、まずそれがどうかのチェックは当然必要になってきます。それが労働者名簿や賃金台帳や出勤簿等がきちんと、まず整備されているかどうか。それに基づいて、実際の勤務をどう把握して、それに対して、どう給与が支払われているかということに関連づけて調査をして、適正に労働環境が維持されているかどうかという確認をする必要がございますので、そういう関係で、これらの名簿について見るということになります。

【あざみ委員】だから、今、口頭で言われたようなことが、もっときちんと文章になっていないと、この労働者名簿に「履歴書を含む」とありますよね。履歴書というのは、働くときの最初に出すもので、それは本当に会社側だけに出す、人事だけに出すというような感覚で、皆さん出されているもので、趣味だとか、ここに書かれていないようないろいろなことまで入っていると、私は思うんですよ。特技とか、そういうことをいろいろ書く欄があるんですよ。この会社に応募する動機だとか、個人的な思いも含めて、いろいろなことを書くんですよ。だから、そういうものまで見るのかなと。ここに書かれていない項目もあるんじゃないかと思ったりもするし、本当に保有資格とか、最終学歴とか、そういうものは労働環境のモニタリングに、私も必要ないと思いますし、それを消していくのは大変な作業だというふうにおっしゃるんですけども、でも、今後は、その契約のときに、環境モニタリングをするということを盛り込んでいくというふうにおっしゃっているわけですから、今回はそれをやってない前段階での協力というところですけども、指定管理者や受託業者が、それを拒むということは、私は考えられないと思うんですよ。

だから、もっと踏み込んだ協力のお願いというのはしてもいいんじゃないかと私は思うんですけども、あちらにそれを、できるかできないかを聞いては、多分いないのではないかなと思うんです。その辺はどうなのでしょう。

【行政管理課長】この部分につきましては、例えば今議論になっている労働者名簿につきますと、その事業所ごとに、どういう書式につくっているかということ自体、実は確認してございません。ですから、今回、調査をして、我々が立会う中で、どういう書式が多いか、その記載内容がどうかというものも確認させていただいて、来年度以降、その事業者さんに、どこまで

協力が得られるのかということ整理した上で、21年度以降の調査につなげていきたいと考えております。

【久保合介委員】それで、社会保険労務士に委託するんでしょうけれども、これは特定の社会保険労務士事務所なんですか。それとも社会保険労務士協会というのが新宿区にありますけれども、どこに特定されるんですか。

【行政管理課長】これにつきましては、現在予定しております特定の社会保険労務士事務所のところに、社会保険労務士さんに委託して行う予定でおります。

【久保合介委員】あいまいですけども、そうすると、当然、社会保険労務士協会新宿区支部というのがありまして、結局、そこを通してやることになるんでしょう。

【行政管理課長】実は、ほかの自治体で、こういう労働環境モニタリングを実際に経験している社会保険労務士さんがいらっしゃるんですけど、今年度につきましては、その方に委託することを予定しております。ですから、協会を通してということは、現在考えておりません。

【久保合介委員】そうすると、新宿区がこの事業をやるのに当たって、新宿区で事務所を持つ労務士の人じゃなくて、よその自治体で働くというか、その地域で働いている人に頼むんですか。

【行政管理課長】今年度予定しておりますのは、具体的な部分でいきますと、千代田区のほうで、こういう労働環境モニタリングを実施したことがございますので、それを実際にしていた労務士さんのほうに委託をすることを予定しております。

【久保合介委員】でも、一応、新宿労務士協会には話はしておいたほうがいいとは思いますが、今後のために。ただ、僕はこの事業については基本的に賛成なんです。何と云っても労働環境の中心は、労働者がその企業の中で適正に働ける環境が整っているかどうかが一番大事ですから、基本的に賛成ですけども、ただ、個人のプライバシーというのがあるけれども、同時に民間企業にもプライバシーというのがあるんだ、公的機関ではありませんから。それだけは十分配慮して、この事業を進めていただきたいという希望を申し上げて終わります。

【ひやま委員】先ほど、あざみ委員がおっしゃった発言と同じなんですけれども、先ほどの最初の答弁の中で、この4ページの個人情報の資料に当たりまして、台帳にすべて書かれているから関係ないところまで目に入ってしまう、というようなご答弁があったと思うんですけども、それでは、今回のモニタリングにおいて、どういうモニタリングの質問設定があって、それについて、すべてが必要ではないということであれば、どの項目が本当に必要なのかということ、私たち、今の段階ではわかりませんので、私もその辺をはっきりしていただきたいと

思うんですが、いかがですか。

【行政管理課長】具体的に、どういう調査を想定しているかという部分でございますけれども、先ほど、ご説明しましたように、まず必要な書類が整備されているかどうか、そこに必要な記載がされているかどうか、それに基づきまして、どういう雇用形態、裁量労働制を採っているのかどうかとか、そういう雇用形態を確認させていただいたり、あるいは労働基準監督署に必要な届けがされているかどうか、社会保険、雇用保険等きちんと手続きをとっているかどうか、そして時間外手当がどう支給されているか、出退勤の管理はどうしているか等々について、個々に確認をした後、今度は実際に働いている方にヒアリングをして、そのとおり給料が本当に払われているのかどうか、持ち帰り残業がないかどうか、そういうものを確認させていただきたいと考えております。

【ひやま委員】やはり納得できないですね。これだけの個人情報で当然目につくというわけですから、個人情報保護の観点から絞れるものは絞るべきだと思いますし、ちょっと今のご答弁では、私個人としては理解ではないと思います。

【副会長】労働環境の問題ということなんですが、まず、いずれにしろ雇用関係は指定管理者と労働者、あるいは受託事業者と労働者という雇用関係の問題ですよね。区が雇っているわけじゃないですね。その労働問題について、今、ここで区が何かをしようとしているわけです。本来なら雇い主と労働者の問題でしょう。それを区が今、何らかの形で介入しないといけなくなった、何か事件か事情が発生したんでしょうか。まずそれを。

【行政管理課長】新宿区で何か事件あるいは事故があつて、区のほうにそこに足を踏み込む必要が出てきたということではございませんで、一般にワーキングプアという問題が報道されていく中で、公共サービスを提供する場で働いている方が、そういう状態に、もし陥っているとすると、先ほどご説明しましたように、区民へのサービスが低下する可能性があるということがございますので、その部分についてきちんと労働環境が守られているかどうか、そういうものを確認しようというところで、この事業を始めるところでございます。

【副会長】そうすると、そういう目的だとすれば、今、皆さんがいろいろなことをおっしゃっている、何でも見えるよという状態ではなくて、その目的に合致した項目だけ見る方法、あるいは人数は知りませんが、指定管理者が何千人も雇っているなら確かに問題かもしれないけれども、何十人くらいなら、必要な項目を書き出して、この中の本当に必要な部分だけ書き出してもらって、例えば先ほど出た降格とか降職、そういう場合があつたら特記してもらおうとか、何か、どうしても必要なものを特記してもらおうか、その別途質問事項でそれを聞くとか

何か、そういうもうちょっと要らないものを排除する方法というのではないのでしょうか。

【行政管理課長】これにつきましては、実際に区のほうで、労働者名簿がどういう記載をされているかということ、それぞれの事業者のほうに確認をそらせていただけないと、それが可能かどうかという部分につきまして、ご説明できない部分があるんですけども、必要な書類が整備されているかどうか、そこに必要な項目が記載されているかどうかという部分の確認が、まず、労働環境の調査の一番基本になりますので、今年度の試行の分につきましては、とりあえずどういう書類が整備されているかどうかを含めて確認させていただければと考えております。

【副会長】一々項目をここで議論しても仕方がないと思うんですけども、今のようなお話の範囲であれば、例えばここに書いてあるような記載事項が、労働台帳で管理されていますかという質問で、事済むのではないかと。10人の中味を聞かないでも、こういう項目は、おたくでは管理していますか、それはどういう帳簿に記載されていますか、ということで、今のだけの目的、今、簡単にしかご説明にならないから、ほかにまだあるかもしれないけれども、今の話だけ聞く範囲でいえば、何名で、最近でいえば正規社員が何名で非正規が何名で、非正規のうち、こういうパートが何名で、契約社員が何名でとか、そういう分類、人数とか、必要なら年齢構成とか、いろいろな項目を書き出して、総体、全体の像、どういう状態になっているかという把握だったら、そういうことでいいんじゃないかなと。確かに向こうに作業を義務づけるというような要素はあると思うけれども、それくらいは区のことだから、民間業者に全部やれというのとは違うので、本当はもうちょっと目的が広いのだったら、民間業者でなぜやらないんですかと聞こうと思ったんですけども、区のたったの6カ所の事業所について調査するんですから、もうちょっと何か、今、皆さんがいろいろおっしゃっている疑問が生じないような方法をとるということはできないのでしょうか。

【行政管理課長】その部分につきましては、社会保険労務士さんと相談をさせていただきますので、できるだけ必要のない項目を見ないで調査できる方法について改善していきたいと思えます。

【副会長】今のところですけども、要するに項目を掘り出していただいて、必要に応じてこれを見せてもらうようにするとか、最初から丸裸で見るとか、必要なものだけを追加で見せていただくというような、何かちょっと変えないと、今のご説明ではなかなか賛成が得られないんじゃないかなと思いますけれども、そういう変えられたらどうですか。項目を限定するという事とか、書き出して全体を聞くとか、必要な人について、例えば降職降格という

のがあったとか、解雇みたいなのがあったとした場合に、解雇事由はどうものにあったんですか、というようなことが問題になるなら、その事例だけ見せていただくという方法、それ以外の人については、余り要らないものを見る必要もないんじゃないかと思えますけれども。

【行政管理課長】労働者名簿につきましては、私どもでイメージしていたのが、採用日からいつ昇給して、いつこういう勤務形態に変更したとか、時系列に並んでいる台帳をイメージしたものですから、昇進なら昇進、昇格なら昇格という項目ごとに分かれているというイメージではございませんでしたので、とりあえず全部見せていただきたいということでご説明しましたけれども、社会保険労務士さんと、その点につきましては相談させていただいて、必要ない部分については事業所さんに提供を求めないような形で対応していきたいと考えております。

【副会長】この中の4ページでいえば、1、2、3、4、5、6、7と7項目書いてある、数字は打ってないですけども、ありますよね。皆さんの議論が集中しているのは1番目の人事記録ですよ。それと、下から2番目の扶養者の問題。あとはだれも賃金台帳を見ることとか、勤怠とか、健康保険だとか、各種保険だとか、外国人登録の登録証明というのはわかりませんが、オーケーにということにしてもらえば、これは1つ同じだといえ、1で議論でもいいんですけども、今ここで議論しているのは、ごく限られていると思うんです。全部がだめといっている議論ではないと思うので、限定的に、そういうなるべくプライバシーにかかわることは一般的には見ない。必要に応じてだけ見るというふうに、ちょっと変えていただかないと、まずいかなと思います。

【鍋島委員】1つ追加なんですけれども、4番の給与所得者扶養者控除というのは、私も民間で仕事をしていましたし、主人はいろいろなところで公のところも、いろいろなところからもらっていますけれども、源泉徴収票には家族がどうかはみんな載っているわけですよ。だから、指定管理者とか委託先は、この源泉徴収票は出していないのかなと、ふと思った。出しているとすれば、こういう項目は要らないわけですよ。家族の職業、学校なんて、それから所得見積もりなんていうのは、それは家族ですから、この労働環境と全く関係ないので、扶養者がどうなっているのかわかるのだったら、源泉がもしここでしっかり出しているとすれば、出していないといけないでしょうけれども、それを見さえすればいいと思うんですね。

それからあと不思議だったのは、これが指定管理者と委託事業者ですから、それを委託したり指定管理するときに、どこまで調査をされて、ここにしようかなと思われたのか、そういうな労働搾取までしているようなところに指定管理者とか委託先をしたのかなと、私、区民ですから、区民の立場からするとすごい不思議なんですね。



それから、もう一つはこの中に会社側にやるべきことはないです。私、薬剤師なんで公害防止管理者とか衛生管理を持っているんですけども、会社がやるべき、もしここに健康安全衛生でしたらば、その労働環境というのだったら、これはよく国も本当に忘れちゃうんですけども、公害防止管理というのは、ご存じのように職場内のいろいろな空気とか、そういうのも全部はからなければいけないわけです。ここもはかっていると思いますけれども、だから、そういう衛生管理とか、そういうことも、会社がやるべきことも本来的には含めないといけないんじゃないかなど。それは国がやらなくても、新宿区はやってほしいなと思います。

【小菅委員】ちょっと進行上、動議があります。1時間経過しそうなので、さっき副会長さんがおっしゃった線で、私、一番最初質問した中で、指定管理者は5団体だと、それから、これは試行的な実施だというふうに聞いたので、もとに戻して副会長さんがおっしゃるような線で進ませていただけないでしょうか。動議です。

【会 長】大変重要な項目ですからね。

【区政情報課長】すみません、これにつきましては、今、皆さんのご意見がありましたので、想定される調査項目、それによって、また必要な項目、副会長さんからもお話がありましたので、そういった資料をそろえまして、次回の審議会で、もう一度ご審議をいただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

【会 長】そう諮らせていただきます。次回にお願いします。よろしいですか。

この問題は、知られては困るという問題と同時に、労働環境の問題ですから、知ってもらわなければ困るということもあるかもわからないですね。したがって、そういう項目もあるかどうかチェックして考えてください。よろしいですか。どうぞ。

【行政管理課長】今の部分ですけども、副会長からご指摘いただいたように、社会保険労務士さんと相談をさせていただいて、より必要ない項目を見ないような形の調査方法については、整理をさせていただいて、次回、具体的にどういう書類を見て、どういう調査項目を行ったかということにつきましては、こちらの審議会にご報告させていただきたいと考えておりますが、ただ、契約させていただいて、実際に作業着手させていただけないと、年度内に調査報告が整理できませんので、何とか契約を締結して調査の作業の部分につきましてはご了解いただければ助かるんですけども。

【副会長】業務委託のほうだけは、承認いただきたいということですか。収集が問題になっているんだから、収集前の業務委託だけやって、その方法とか打ち合わせして、持ってくるから、それを承認得て、あと収集に入りますというならいいけれども。

【行政管理課長】今、副会長にご指摘いただきましたように、契約作業のほうは進めさせていただきまして、その中で社会保険労務士さんと詰めて、次回、調査項目について再度整理させていただきたいと考えております。

【会 長】発言時間に対しては、私は制限するつもりは全然ないんですね。ただし、それは個々の委員の方がご判断して、できるだけ自己整理して発言してください。できるだけ発言していただくことはいいわけですから、制限するつもりはありません。

それから、もう一つは、知ってもらう権利があると思うんです。知られては困る権利と同じに知ってもらう権利というのがあると思います。ですから、そういう項目が本当はあったほうがいいのに、何かの都合で要らないということがあるかもしれませんから、そうしたものもあわせて検討していただければ大変幸いです。

ほかにございますか。

〔なしの声あり〕

【会 長】それでは、よろしく申し上げます。どうもご苦労さまでした。大変いろいろといいご意見をいただきましてありがとうございます。

資料39に参ります。「中国残留邦人等に対する支援給付システムの導入について」でございます。

【生活福祉課長】それでは、「中国残留邦人等に対する支援給付システムの導入について」ということで、1枚おめくりをいただきまして、事業の概要でございます。目的は中国残留邦人等の支援にかかわる相談、処遇、金銭・現物の給付の適正化を図るというものでございます。事業内容でございませけれども、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、今年の4月1日に施行されました。中国残留邦人並びに樺太等残留邦人の方々が、その老齢基礎年金を満額受給しても、なお、生活の安定が十分に図れない場合に支援給付を行うというもので、その給付の仕組みは生活保護制度に準じて行っているというものでございます。

現在、新宿区では、厚生労働省のほうからの通知で、32世帯49名の対象者がおりましたけれども、9月末現在、23世帯37名が生活保護制度から移行などにより支援費を給付しているというものでございます。給付に当たっては面接相談から援助者・資産等の調査、支援の要否判定、支援の決定、毎月の生活・住宅の支援費の支給、医療費・治療材料費の現物給付並びにレセプトの管理・過誤の調整など、生活保護と同様の業務が発生するというものでございます。

またあわせて、来年度、21年度内からは地域生活支援事業、これは日本語教室等でございま

すけれども、実施などの業務が入って、さらに拡充される予定であるというものでございます。

そのために支援システムのパッケージソフトを導入し、短期間で事務処理の効率化を図り、適正化を図り、支援者へのサービスの向上に資するというものでございます。

システム導入後は相談から経理まで、統計要件もございましてけれども、システム化することにより、相談者・受給者情報の電子化を推進し、福祉事務所内における情報の共有化、一元化を図る。また、事務処理の標準化、医療支援や経理事務の効率化、迅速化によって、支援費の一層の適正給付を図ること、ということでございます。

1枚おめくりをいただきまして、中国残留邦人に対する支援給付システムの導入について、記録される情報項目でございますけれども、2の記録項目は別紙のとおりということで、1枚おめくりをいただきます。電算開発・業務委託というペーパーでございますが、中国残留邦人等に対する支援給付システムの構築に伴う記録予定項目ということで、1番の住所要件、2番、統計要件、それから支援世帯の構成員要件、それから扶養義務者、生活支援要件、住宅支援要件、一時扶助要件、その他扶助要件、1枚おめくりをいただきまして、収入要件、介護支援要件、医療支援要件、他法要件、支援受給者口座情報、代理納付口座情報、返還金・弁償金債務管理情報、法外扶助要件の16項目について、生活保護制度システムに準じた形でシステムの管理を行うものです。

なお、本日、机上配付をさせていただきまして、いわゆる見え書き線で消させていただいております。今、ご説明をいたしました収入要件のところでございますけれども、これらの消しである部分の内容については、書式等でもって報告はいただきますが、データ上として管理する必要はないということでございますので、訂正をさせていただいているところでございます。

次に、3ページにお戻りいただきまして、新規開発追加変更の理由は、先ほど事業の概要で申し上げたとおりでございます。

その下の新規開発追加変更の内容について、前段の中国残留邦人に対する支援業務の点につきましては、先ほど事業概要でご説明したとおりでございますけれども、事務改善の内容は次のとおりである、(1)から(4)でございますけれども、まず1点目は、情報の共有化を実現するというところでございます。

それから、(2)といたしましては、処遇方針の平準統一化することにより処遇の公平性の確保や、収入申告等の事務処理の効率化を実現するというものでございます。

(3)としまして、現在、手計算で行っておりますけれども、支援給付費の適正化を図り、また統計要件、国への報告等についての反映を図るというものでございます。

最後、4番目でございますけれども、医療支援給付の処理状況や、過誤の調整を行って適正に処理をするというものでございます。開発等委託する場合における個人情報保護対策ということで、作業課程ではテストデータを使用し、実データのセットアップについては、開発事業者には、とり行わせないということで、私ども職員のほうで行うというものでございます。

新規開発以下、変更の時期でございますけれども、本審議会でご審議をいただき、承認をいただければ、今年11月に契約をし、21年1月には稼働に持っていきたいというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

【久保合介委員】細かいことで恐縮ですけれども、3ページの一番最後に、1月に機器を設置するというのがあるんですけれども、この審議会に必要なことなんですか。

【生活福祉課長】実は今年度、生活保護システムの再構築ということで、5月か6月だったと思いますが、この審議会にお諮りをさせていただきました。その仮稼働が1月ということで、それに合わせて機器を設置したいということで、ここに記載をさせていただいたということでございます。

【久保合介委員】そうすると、きょうの報告の内容とは別に関係はない、意味があるわけではないというふうに解釈してよろしいですね。

【生活福祉課長】今後の予定ということでご理解いただけたら。

【会 長】ほかにございますか。よろしいですか。

では、本件は承認ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔はいの声あり〕

【会 長】どうもご苦労さんでした。ありがとうございました。

それでは、資料40に参ります。「議会だより発行業務における、個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用について」でございます。

【議会事務局次長】議会事務局次長でございます。

今日の件名でございますが、今、会長、読み上げたとおり、「議会だより発行業務における個別ポスティングのための区広報紙の個別ポスティング名簿の目的外利用」でございます。内容でございますが、1ページめぐりまして事業の概要でございます。今、区内在住で新聞を購読していない方が高齢者の中で増えてきております。現在、議会だよりについては、新聞折り

込みをしているところがございますが、そういった新聞を購読していない方を中心に、個別配付ポスティングを行うことにより、自宅へ配送する手段を確保し、広く議会情報を提供するという目的でございます。

対象者としましては、現在、新宿区広報紙「広報しんじゅく」をポスティングを実施している方が既にごございますので、そういった方々を対象にするものでございます。

事業内容ですが、議会だよりは新聞6紙折り込み配布のほか、区の主要施設や区内の駅、スーパー等でもラックの中に入れていただいて配布しているところがございますけれども、新聞を購読していない高齢者や障害者等、また外出困難な区民など、購読ができない状況であるため、新たに宅配の事業を開始するものでございます。そして、既に「広報しんじゅく」におきましては、先行して平成20年度より同様の趣旨によりポスティングを行っていることから、その区広報の名簿を利用して、同様に実施させていただくものでございます。

次に、めぐりまして議会だより発行業務における個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用の内容でございますけれども、登録されているのは区政情報課、そして広報紙の個別ポスティングの業務でございます、紙ベースに登録されております。登録業務で利用する個人情報には住所と、氏名と、電話番号でございます。

目的は今ご説明したとおりでございます、目的外利用の開始時期は来年度の4月1日からというように考えているところでございます。

簡単でございますが、以上です。

【会長】ありがとうございました。どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。どうぞ。

【有馬委員】質問というほどの質問ではないんですが、参考までに聞かせていただきたいんですが、これは広報紙と同じ形で希望する人に配布するというものですね。これはちなみに、今現在どの程度の数があるのか、参考までに聞かせてください。

【区政情報課長】広報紙の担当をしておりますので、会長、よろしいでしょうか。

【会長】どうぞ。

【区政情報課長】広報紙については、今現在400名くらいの方が個別ポスティングをしております。

【有馬委員】結構です。以前より増えた。

【会長】ほかにございましたら、どうぞ。

【あざみ委員】その400名の方に「区議会だよりも一緒に配達してよろしいですか」という

確認をとってから配布するということですか。

【議会事務局次長】実は区広報についても議会だよりについても、新聞販売店さんを通じて新聞折り込み等、もしくは店頭においてもらったりとかという業務をやっております。そういう中で、一々希望をとっておりますと、いろいろな種類に分かれてまいりまして、販売店さんが、このところは広報だけ、ここは議会だよりだけ、ここは両方とかいうふうに、そうすると、ポスティングが非常に労力がかかるというようなこともございまして、私どものほうでは、広報と合わせて配布させていただきます、というようなご案内を一緒に入れてやりたいというふうに思っております。

【あざみ委員】販売店とか、スーパーとか、コンビニとかというのは、いいと思うんです。自動的に入れられれば、お店はそうだと思うんですけども、個人の方に、要するに個々のおたくにポスティングするのが400あるわけですね。その方たちは、こうは思いたくないんですけども、広報しんじゅくはいいけれども、議会だよりは要らないよと、万が一、そんなことはあり得ないとは思いますが、要するに、この方たちが希望したのは広報しんじゅくを入れてほしいというふうな希望を出したわけですね。要するに理論上の話ですけども、議会だよりが自動的に入ってきたということでびっくり、お手紙をつけるわけですね。これからは2つ一緒にお届けしますと。

【議会事務局次長】はい。最初の段階でお手紙をつけたいというふうには思っております。

【あざみ委員】連絡先とかも書いてあるわけですね。万が一のことを考えて。はい、わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

資料41に参ります。「漱石山房の発信事業「漱石沈流」催事委託について」でございます。どうぞ、お願いします。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長でございます。

資料の41番についてご説明をしたいと思います。件名、漱石山房の発信事業「漱石沈流」催事委託でございます。内容は次ページでございますけれども、今回、報告の条例の根拠でございますけれども、条例の第14条第1項、その他の委託に該当するものとして報告をさせていただくものでございます。

1枚おめくりいただければと思います。事業の概要でございます。今、申しましたとおり漱

石山房の発信事業として「漱石沈流」催事の委託というものでございます。担当課は当課、文化観光国際課でございます。目的でございますけれども、新宿ゆかりの夏目漱石と漱石山房を広く情報発信し、文化が息づく魅力豊かなまちづくりを推進する。こうした目的を持ちまして、今回、こちらの催事を行っていききたいというふうに思っております。催事の対象は区民一般ということでございます。

事業の内容でございますけれども、新宿で生まれ没した国民的文豪夏目漱石と、漱石が晩年を過ごし数々の名作を生み出した漱石山房を広く情報発信し、漱石山房復元への気運を高めるため、下記のとおり催事を行うというものでございます。

日時については12月7日、日曜日、午後1時半から4時45分まで。内容については3部構成になっておりまして、第1部の講演として、「私の中の漱石」ということで、茂木健一郎さんという方に、ちょうど今、各先生、よろしゅうございますでしょうか。こちらのようなものを区役所の中にポスターなんか張ってあるんですけれども、3部構成でして、第1部の講演は茂木健一郎さんをお願いしたいというふうに思っております。それから、第2部のコンサート、弦楽四重奏については、東京フィルハーモニーをお願いすることになってございます。第3部の座談会については、「漱石よもやま話」ということで、夏目漱石のお孫さんの半藤茉莉子さん、それから茂木健一郎さん、牧村健一郎さんという朝日新聞の記者に座談会をやっていただくような内容でございます。場所については四谷の区民ホールということでございます。

もう1枚おめくりいただきますと、今回、個人情報にかかる部分についての資料でございます。登録業務の名称については、漱石山房の発信事業「漱石沈流」ということでございます。業務の委託については、株式会社フジプロモーション、東京都府中市の記載の住所にありますこうした会社に、その下にございます観覧希望者の住所、郵便番号、氏名フリガナつきです、それから電話番号といった個人情報を取り扱わせるものでございます。委託の理由としては、講演、コンサート、座談会の構成や出演者の調整、参加者の抽出業務など1つの催事として運営することが合理的、効果的であると判断するためでございます。

委託の内容でございます。具体的には、観覧者の抽出業務という部分は個人情報にかかる部分でございますけれども、募集の方法については、区の広報、ホームページ等で公開をいたしました。この公開したものに対して応募について往復はがきをちょうだいしているところでございますけれども、応募のはがきの送付先が当課、文化観光国際課になっております。募集期間内に送付されたはがきについては、現在、文化観光国際課のほうで施錠つきのキャビネットに保管しておるところなんですけれども、10月14日に予定しています区役所内の会議室での抽

選以降、委託業者に抽選後のはがきを持ち帰っていただいて、当落の結果を返信用のはがきの裏面に印刷をしていただいて、応募者に発送していただきます。この部分ならびに当選者及び落選者名簿を作成して、名簿とはがきを文化観光国際課のほうに返送していただく部分が委託の中での個人情報の取り扱いというところでございます。文化観光国際課に返送されたはがきと名簿については、当課のほうで責任を持って保管したいというふうに思っております。

委託の開始の時期でございますけれども、10月2日以降ということでございまして、12月24日までが全体の業務の委託の期間になってございます。個人情報については、このうち、11月21日が返送用のはがきの、委託業者から皆様への送付ということになっていきますので、具体的にはこの11月21日ころまでが個人情報の取り扱いの期間ということでございます。

そうした中で、委託に当たり区が行う情報の保護対策としては、もう1枚後ろにございます特記の事項を付した形で、契約書の中でとり行っていきたいというふうに考えております。

それから、受託事業者に行わせる情報保護の対策ということですが、取り扱いの責任者、それから取り扱う者をあらかじめ指定をさせたいというふうに考えております。また、提供した情報については、受託業者のほうで施錠できる金庫で責任を持って保管をさせるということで、個人情報の取り扱いについては行っていきたいということでございます。

報告については以上でございます。よろしくお願いたします。

【会長】私、ちょっと勤め先でやむを得ず公務が入ってしまったものですから、これで失礼いたします。申しわけございません、途中で。副会長に司会をやっていただきますので、よろしくお願いたします。

【副会長】では、引き続き審議を。

久保委員、どうぞ。

【久保合介委員】最初に、応募するかどうかの往復はがきを出した人数と、それから、その人数は何をもとにした人たちなのか教えてください。

【文化観光国際課長】応募された実数ということでございますか。

【久保合介委員】全区民に出したわけじゃないでしょう。

【文化観光国際課長】違います。区の広報を通して、希望される方については、区役所あてに応募のおはがきをください、ということでの周知をさせていただいて、現在、426名の方の応募の申し込みをいただいているところでございます。

【久保合介委員】要するに、落選も当選も含めて426名ですね、名簿がね。抽選については、この下で14日に職員立ち合いのもとでやるんだけれども、その後は委託業者に名簿が渡って作



業をしてもらうわけで、これだけはこの審議会が承認をしなかったら仕事にならないよね。それは冗談です。

問題は426名であっても、それなりの人数ですから、作業を急いでやらなければならない業者にしてみれば、もしかすると、1枚の名簿で作業するのは不可能なので、コピーして数人でやる可能性は随分ありますよね。そして、そのコピーを処分するのを失念してしまったという状況も十分あり得るし、世の中ではそっちのほうが多いと思いますけれども、こういうことを防ぐことはできますか。

【文化観光国際課長】委託の取り扱いの中で、こちらには委託の内容ということで書かせていただいておりますけれども、当選者及び落選者の名簿を作成して、作成した名簿について、すべて返却ということが基本といたしますか、そういう取り扱いの中で行っていきますので、改めて名簿を返却させる際には、例えば複数をもって作業をしたということがあるのかないのか、仮にあるのであるとすれば、何名のコピーをとったのかということもすべて確認して、その辺は委員ご指摘の趣旨を徹底して、すべて返却をさせたいというふうに考えます。

【久保合介委員】実は漱石ですから、なおさら、漱石というのは愛好者が多いですよ。僕なんか本当に愛好……。それで、漱石にかかる書物とか、DVDとかいろいろなものが出て、「どうですか、買いませんか」というのが来るね。一体何で来たのかなと思うんですけども、それほど価値がある名簿なんですね、漱石愛好者の名簿というのは。ですから、作業のために必要でコピーしたけれども、ついつい返却するのを忘れましてとか、自分たちで処分してしまいましたということがあり得ることなので、十分にそれを阻止する手立てなんていうのは、普通は、相手を信用する以外にないんだけど、それだけは十分にやってもらわないと、数年後にその名簿が使われて、営利事業に活躍するということがあり得るので、それだけは本当に細かいようだけれども、注意をしてやっていただきたいという要望でございます。

【副会長】わかりました。では。

【有馬委員】ちょっとお尋ねしたいんですけども、四谷区民ホールのキャパは何名でしょうか。500ありますか。

【文化観光国際課長】452名でございます。

【有馬委員】そうすると、今応募されている方が426名で、今の段階でいくと抽選の必要はないですね。そうすると、もともと、委託は区のほうで抽選をして、抽選をしたものを返信はがきも含めて裏面に印刷して、そういう作業を委託業者がやるという形になっているわけなんです。450名程度のそういった作業が、区が抽選をして、私は素朴に、これは合理的に、効率

的にということやるといことなんですが、むしろ抽選を区でするんだったら、そのまま、このくらいの数だったら、できるのではないかなというふうな気がするんですが、その辺の考え方はどうなんですか、この合理的な、効率的というところは。

【文化観光国際課長】今、ご指摘いただいた分でございますけれども、450でやってできないことはないのかということについては、できなくはないという一方の判断はあるのかもしれませんが、しかしながら、これはPR不足というようなことでお叱りをいただいてしまうかもしれないんですけども、趣旨からいきますと、なるべく1人でも多くの方に、こうした漱石山房の情報発信とか、国民的文豪が新宿に住んだ、あるいはここでものを書いたということも多く知っていただきたいという中でやっている事業でございます。そういう中では、今回結果として420というような数字なんですけれども、一定規模が想定される中では、第4回の当審議会の後に、この催事の関係で業務委託を行っているんですけども、全体を通してという中で、委託の判断に至っているというところでございます。よろしく願いいたします。

【有馬委員】そうすると、漱石であるがゆえに応募数がかなりふえるということも想定されて、そういうことも考えて、ということもあり得るということですね。

【文化観光国際課長】重ねてになりますけれども、全体の効果的な事業の組み立てという中で、今回、こうした形でやらせていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

【副会長】いずれにしろ、今の有馬委員のお話とか、久保委員の質問とか意見はわかりましたよね。だから、そこらをいつもの例とは違って、特に注意的に委託業者に指摘していただきたいということで、あと、鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】消費者センターでも、それから私たちの団体でもいろいろこういう催しはやりません。でも、このごろは名簿を作しません。はがきを持ってくればわかるわけですから、はがきを持った方を入場させまして、個人情報があるので、もうそういう時代になっているのですから、もし作るとしても、お名前くらいで、こういう詳しいのを業者が作るということが、私には理解できません。

それから、コピーではなくて、今はパソコンで作りますので、そのパソコンが、区で作った場合にはインターネットメール等に接続されていないもので作りますけれども、業者はそういうもので接続したもので作れば、どこからかそれが漏れるということは往々にあります。だから、この事業でどうしてここまでの名簿を業者がつくるのかが、私、理解できません。

【文化観光国際課長】まず、名簿を作るかどうかというところでございますけれども、この催事に限らず、当課では、いろいろなお申し込みいただいた形での事業展開というものをやって

おります。その中で一定の期日で締め切りをさせていただきまして、その後、当落の結果の通知なんかをさせていただいているところですが、期日になっても、といいますか、一定の期間を経過した後に、はがきが届かないだけでなく、あるいははがきが誤配送とか、いろいろな形でのお問い合わせが現に多々あるところでございます。そうした中でご本人様を確認させていただくためにも、今回、こちらに記載をさせていただいた内容については、問い合わせ等のためにも、名簿として作成することが必要であると考えています。そうした点からも、ぜひ作らせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、後段のコピー以外のところでも、いろいろワープロですとか、パソコンを使ってというようなところが、確かにご指摘のとおりだというふうに思います。その中では、そういう電子媒体の中でも情報の削除ですとか、それから、作ったものについては、媒体としてそういうものがあるということであれば、あわせてそういうものは区のほうに出させるなり、徹底して消去させるということで、ご指摘の点については、きちんと対応をとっていきたいというふうに考えます。

【副会長】ほかにご質問か、ご意見ございますか。鍋島委員、今の点、よろしいですか。要するに、もう少し気をつけてほしいということ、皆さんが要望しておられることは間違いありません。その点を配慮していただいて、実際の運用は厳密にやっただく、こう思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。なければ、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【副会長】では、ご苦労さまでした。了承といたします。

続きまして、資料42、「滞納整理支援システムに格納する滞納整理交渉経過の入力作業委託について」、これも報告事項ですけれども、年金課の方、よろしく願いいたします。どうぞ。

【医療保険年金課長】では、ご報告させていただきます。

今回、追加させていただいたものですから、机上配付をさせていただきました。申しわけございませんでした。

それでは、資料42をごらんいただければと存じます。件名でございます。「滞納整理支援システムに格納する滞納整理交渉経過の入力作業委託について」でございます。条例の根拠でございますが、重要な個人情報の提供を伴う委託ということで、事前報告ということで報告させていただくものでございます。

ページをおめくりいただければと存じます。事業の概要でございます。事業内容をごらんい

ただければと思いますが、昨年の19年度の第6回の本審議会で、導入についてご承認いただきました本システムでございますが、そこに格納します滞納整理の職員の交渉経過、これにつきましてパンチ業者に委託をして入力作業をさせたいという事業内容でございます。

ページをおめくりいただければと存じます。作業の内容でございます。まず情報の媒体でございます。3つ目でございますが、国民健康保険料滞納整理票、これは紙の台帳でございます。それにつきまして、事業者に紙の台帳を見させまして、そこで区役所に入力の事業者に直接来させまして、そこでシステムのパソコンで入力させるという具体的な内容です。保有している項目がございますが、住所、氏名、電話番号以下の内容のうち、生活状況ですとか、資産、負債内容その他、要は職員が滞納している交渉事項についての内容についての入力をさせるという情報の流れでございます。

それから、委託の理由でございますが、本、システムの稼働に伴いまして3万2,000世帯分の滞納整理のカードがございます。それを正確に短期間でやり、4月の本稼働に備える必要があるというものでございます。委託内容は、重なりますが、当課において設置されますシステムを使いまして、紙の台帳、これは外に持ち出しをさせませんで、現場で見て、現場で入力をさせて、終了した場合について、またもとに戻すというようなことを繰り返していくというものでございます。委託の時期でございますが、12月1日から来年の3月31日までということでございます。

それから、委託に当たりまして区が行う個人情報の保護対策でございますが、契約に当たりましては、次のページでございます特記事項を付して契約に当たります。特に特記事項1に必要な措置を講じなければならないということがございますが、ここにつきましては、現地に、当課に入室する者については身分証を掲げさせるということと、それからパスワードによりまして管理する。業務委託が終わりますと、そのパスワードが使えないような措置をするというようなことで対応していくことを考えてございます。

それから、受託事業者の個人情報対策でございますが、個人情報を取り扱う責任者、それから取り扱う者を指定させ、あらかじめ報告を受けるということで対策を講じるものでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議会いただければと思います。

**【副会長】** ありがとうございます。だれかご質問ございますでしょうか。どうぞ。

**【ひやま委員】** 1点だけ教えていただきたいんですが、委託内容の中で、「医療保険年金課内に設置された支援システムのクライアントパソコンに直接キーボードから入力する」とありま

すが、この「クライアントパソコン」、教えてください。

【医療保険年金課長】これは日本語でいいますと、1人ずつに置かれたパソコン。クライアントというのは利用者という意味でして、要は机に置いてある支援システム用の端末機という意味です。それを横文字にすると、こういう言い方になったということでございます。

【ひやま委員】ということは、委託される業者が持ち込むパソコンではないということでしょうか。

【医療保険年金課長】そのとおりでございます。

【副会長】あざみ委員。

【あざみ委員】これが実際何人の方が来てやるような形になるのでしょうか。

【医療保険年金課長】これは、これから委託契約を結ぶわけですが、実際には3月までに3万2,000件ができればいいという条件でやるんですが、我々としましては、最大5人が来て打ち込めるように5台のパソコンを空くようにしております。ですから、日によっては3人来ることもありますし、しかしマックス5人までしか打ち込めないということもございますので、日々の人数配置については、これから業者を入札で決めるわけでございますけれども、そこについては詰めていくということもございますので、3人から5人くらいを、我々イメージしています。

【あざみ委員】5人まで、ということは決まっているけれども、あした何人来るのか、だれが来るのかという管理は、きちんとされるということですか。

【医療保険年金課長】何日に何人、氏名も報告させるように準備をしているところでございます。

【あざみ委員】はい、わかりました。

【副会長】私からなんですけれども、今の問題ですけれども、名前さえ特定すれば、毎日変わってもいいというようなことでは、ちょっと困るだろうと思うんですが、ある程度の期間の3カ月なら3カ月、6カ月なら6カ月というような規制をして、なるべく取扱者の人数を減らすという形で管理していただければなという希望ですけれども、ご検討ください。

【医療保険年金課長】私どもも、業者側の需要からいっても、入力の方法というのは、そう何人にも教えられないという事情もありましょうし、個人情報の保護上からも、我々としても、そう大人数にはするつもりもございませんので、ご指摘のとおり最小限の人数でやらせるように指示をいたします。

【副会長】できるだけご配慮ください。

ほかに何かご意見ございますか。なければ、これも事前報告ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、異議なしということで了承いたします。

続きまして、資料38「個人住民税の公的年金等からの特別徴収実施に伴う外部結合について」、これは税務課の担当のようですね。よろしゅうございますか。ご説明をお願いします。

**【税務課長】** 税務課長です。

「個人住民税の公的年金等からの特別徴収実施に伴う外部結合について」、簡単に説明させていただきます。この件に関しましては4月30日に地方税法が既に改正されておまして、一定の条件の年金受給者の方について、その年金にかかわる所得割額、均等割額を年金支給時に特別徴収をすると、そういう内容でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。事業名は先ほど申し上げましたように、個人住民税の公的年金等からの特別徴収。ここに「等」とついておりますのは、国家公務員共済、地方公務員共済、私学共済等を含めて「等」という言い方をされております。

目的は、まず、法の根拠は地方税法の改正です。内容的には、公的年金等受給者の方の納税の便宜を図る。それから、徴収の効率化を図る。こういうことを目的として行うものでございます。

対象となる方は、住民税納税義務者のうち、前年中に年金等の支払いを受けた人で、当該年の初日に年金法に基づく年金を受けている65歳以上の方。ただし例外が法律上も設けられておまして、年金額が18万円未満、あるいは特別の事情がある場合というふうになっていまして、特別の事情というのは、例えばその対象者が非常に少なく、システムを導入しても費用対効果でメリットがないといわれるような場合、ないし現在システム開発をしていて費用等投じているような場合はダブるので、こういう場合です。一応予定は来年の10月の年金支給分からですけれども、こういう場合はその時期は合わせなくてもよい、こういう例外規定はあります。

事業内容としましては、1番、徴収する税額というのは、年金等にかかる所得割額と均等割額でございます。対象年金等は先ほど申しました国民年金ほか年金でございます。

3番目の特別徴収義務者、これは年金を支給する人でございます。

4番目の特別徴収にかかる通知でございますけれども、年金保険者と区の間には経由機関というのを設けて、そこでデータの完全な管理と市区町村ごとに分けて送受信し、逆に市区町村からのデータをそこでまとめて整理し特別徴収を行うという、経由機関を設けるというふうになっております。この経由機関は現在のところ、まだ決定されておませんが、来年4月1日に正式に決定するというような話を聞いております。

5番目の徴収の方法でございますが、年金はご承知のとおり、偶数月に2カ月分ずつ支給されておりますので、4、6、8、10と行くわけですけれども、上半期の分については、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1を仮に徴収。下半期には全体の納めるべき年税額から、その上半期の分を引いた額の3分の1を徴収する、こういうやり方になります。

5の(3)ですが、最初の年度については、あるいは新たに対象となる人については、上半期は普通徴収、下半期を先ほどのような計算の結果の額を算定した上で、特別徴収として徴収をするということになります。

6番、各種通知の概要でございますけれども、これは①、②から④まで、年金保険者からは経由機関を通して、私どものほうに、こういう方が年金幾ら支給されますよというデータを受けます。それに対して私どものほうで、例えば介護保険では幾ら、国保の方でしたら国保保険料は幾ら、税については幾らというのを計算しまして、この人が年金からの特別徴収の対象になるならないと、私どものほうで判断してデータを送り返す。経由機関のほうでそれを受けて、間違いないと確認した上で、それぞれの額を特別徴収する。した額を、今度は④のところですけども、同じように経由機関から私どものほうへ、この人に対して、年金支給額幾らについて、介護保険幾ら、国保保険料幾ら、住民税幾らを差し引きましたという結果通知が来る。これを私どもの、今現在走っているシステムに取り込んで、収納消し込みを行うということでございます。

3ページ目には、実際に年金から差し引いた特別徴収義務者が、例えばその月の翌月10日までに納めてくるという規定であります。(3)については、例外的にお亡くなりになったとか、転出されたとかというような場合についての情報で、特別徴収ができなくなったような場合の通知のことの表現でございます。

4ページをお開きください。具体的な内容はここに記載させていただきました。結合される項目はここにありますように、年金特別徴収するために必要な税情報です。特に、今現在、例えば通常の特別徴収ですと、毎月特別徴収をさせていただいておりますので、年税額の12回割りになっております。普通徴収ですと4回割になっております。ただ、今回、この年金特徴は偶数月2カ月分が支給されますから、年6回割になるということで、非常に特別な形をつくらなければいけないということで、ちょっと私どもとしては厄介だなと考えるところでありまして、収納消し込みという立場から言えば、12回割、4回割、6回割という3パターンが出てくるということになります。

結合の相手方ですけれども、社団法人地方税電子化協議会を予定しているということで、本

来ここに「予定」と書くべきかと思えますけれども、これが4月1日に、国の言い方ですと「指定する」というふうなことになっております。この地方税電子化協議会というのは2003年に総務省が設立した社団法人でございます。

結合する理由は、ここにありますとおり、特別徴収することによってセキュリティを確保した上で結合して行うということです。

結合の形態はLG-WANといたしますけれども、これは地方自治体間のみで、閉じた情報の電子データの送受信をする仕組みでありまして、これは既に私どもも持っております。これを通じてデータを受け、データを返したいというふうに思っております。新たなシステムをつくと当然費用負担がかかりますので、このLG-WAN回線を利用した形の送受信をしたいというふうに思っております。

結合の開始時期と期間ですけれども、まず、年金経由機関から送られてくる年金データは21年1月が最初になります。これを受けて、先ほど申し上げました新年度の税額等の決定をして経由機関に送り返し、10月分の支給分から特別徴収できるようにもっていくということになります。

情報対策でございますけれども、経由機関と新宿区としてのデータを受け、送信する窓口は8階の情報政策課の入り口1本にします。セキュリティを確実にするために1本にします。そこから回線で私どものサーバーに入って、私どものホストコンピュータシステムに取り込むというふうにしたいと思っております。その際に、8階に常置しておりますパソコンとか、私どものほうのサーバーに流れてきたデータを見る、そういう場合について、操作者を限定して、しかもパスワードで確認を行い、適正に操作権限をチェックしていきたいというふうに思っております。

それから、LG-WANを講じる措置のときのセキュリティですけれども、非常に難しい関数を使って、ハッシュ関数というんだそうですけれども、正直いって私も申しわけない、わかりませんが、こういうハッシュ関数というものを使って、一方向性関数、要するに、任意に見れないという、そういうセキュリティチェックをかけている。したがって、これによって改ざん防止、なりすましの防止ができるということで、セキュリティについてはカバーできているという説明でございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わります。

**【副会長】**これは諮問事項ですので、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。森岡委員。

**【森岡委員】**事業内容の4番目に「年金保険者及び区は特別徴収を行う云々、経由機関を通じ



て通知する」の「経由機関を通じて」という意味がわからないだけで。

【税務課長】まず、年金は公的年金等と言っておりまして、いろいろな年金すべてを社会保険庁で管理しますので、それをこの人はどこの区、どこの市の分だと振り分ける必要が、まずあるわけですね。そういう振り分け作業と、上がってきたものをまとめて、引き落として結果通知を出すというのは、何カ所もやっているとセキュリティ上の問題もありますので、1カ所でやらせるという、そういうふうな法律上の仕組みがありまして、それを「経由機関」と位置づけております。

【森岡委員】だけれども、私は、今、国保を差し引かれているんだけど、国保の場合については、社会保険庁と、私は町ですから、町役場の国保から通知が来ますけれども、その通知は発信者は社会保険庁と区になるんですか。経由機関の名前が出てくるんですか。

【税務課長】実際に、例えばこれこれを差し引きました、というのはあくまで私どものほうで通知することになります。

【森岡委員】たまたま、今いろいろな詐欺が起きているので、多分、この契約の相手方は推定すると、経由機関というのは地方税電子化協議会というのじゃないかなと推定しますがけれども、そういう名称も出てくると、結局、詐欺の場合、わからなくなってくるので、あくまでも発信者は確認したかったです。区及び保険者と。

【副会長】今のでよろしいんですね。わかりましたということね。

【森岡委員】わかりました。

【副会長】ほかに何かご質問、ご意見ございますか。ちょっと組織が難し過ぎるのか……。

どうぞ、林委員。

【林委員】ちょっと伺いますけれども、個人情報保護ということで伺うんですけれども、具体的にここに情報保護対策というふうにかかれてはいますけれども、具体的に主体はパーソナルコンピュータ中心でやられるようなんですけれども、後期高齢者医療制度というのがあって、それに伴って、話はちょっとそれますが、高齢者の75歳以上の方が、今、国でも問題になっていますね。年金から引き去るということで、それで、私はそれは嫌だということについては、結構ですよということで、変更の可能性が、要するに引き下げをしないようなことができるんですけれども、これはそういうような選択の余地がなく、住民税と都民税については、年金から65歳以上の方は全部自動的に、要するに、この年金から引くのではなくて、ほかの方法でというような選択ができないのかどうか。それと、もし、口座名義人を完全にこれだと年金受給者から引きますから、一番引かれる方には便利なんですけれども、もし、変更した場合

には、別の人の口座から引くことも可能なんですよね。そういうような余地があるんでしょうか。

【税務課長】この公的年金等からの特別徴収については、こういう言い方を国はしているんですけども、基本的には介護保険料の特別徴収システムに準じる、となっています。そこで私どもとしては、先ほどご質問のありました、例えば一定条件に合う人は、原則は特別徴収しなければいけない。ですけれども、今おっしゃった例えば口座振替のような場合には、それを選択して可能かどうかについては、今、逆に質問して確認をとっているところです。まだ回答が来ていません。個人的な意見は言いにくいんですけども、介護保険に準ずるとなっていますから。でも、差し控えます。

【副会長】今の点は、ここで後日、報告いただかないでも、広報か何かで、新聞等でちゃんと行われますよね。

【税務課長】広報はもちろんですけれども、税務関係機関のペーパーとか、それから、できれば、この間、税源移譲でもやったんですけれども、できる範囲内で地域に入って説明しようかなというふうには思っています。

【副会長】では、恐縮ですが、林委員、それまでお待ちください。

【林委員】わかりました。

【副会長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。なければ、これは法律に基づいて区がおやりになることですので、諮問事項でございますが、承認ということよろしいですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【副会長】では、全員一致ということで承認いたします。

これもちまして、きょうの予定は一応終了いたしました。事務局のほうで何か追加のご報告と説明がありましたらどうぞ。

【区政情報課長】今回、資料37の「労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び業務委託について」ですけれども、これにつきましては、事前報告の個人情報の収集に伴う委託についてはご了承ということでしたということですので進めさせていただきます。

ただ、諮問事項の本人外収集につきましては、想定される調査項目ですとか、それによって必要な個人情報、そういったものを明記した資料をご用意させていただきまして、次回、もう一度この審議会でご審議をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次回につきましては、来年になります。来年1月23日、金曜日、午後2時からを予定しております。場所につきましては、第2委員会室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ます。

事務局からは以上です。

【副会長】何か、皆さんでこの際、お聞きしたいことがございましたら、ご質問、ありませんか。よろしいですか。

では、本日の審議会はこれをもって終了いたします。どうもご苦労さまでした。

午前11時50分閉会